

住みよい街づくりのために 税金の納期内納付にご協力ください

市 税や国民健康保険税などの税金は、社会保障・教育・ゴミ処理など、私たちが安心して健康に暮らすための財源として大切に使われています。多くの人は納期内に納付しています。しかし、納期内に納付しない一部の人に督促状などの送付を行わなければならない、本来行政サービスの提供に使われるはずだった税金をその経費に充てています。充実した市民サービスを提供するための財源が失われるため、滞納は私たちの生活に関わる大きな問題になっています。



図 収納課整理係 ☎ 63-1353
徴収係 ☎ 63-1362

納期内納付にご協力を！

納税は国民の義務であり、税金の納付は納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎても納付がない場合は、期限内に納付した人との公平性を保つため、本税のほかに銀行の預金金利よりもはるかに高い、年 9.1% の延滞金がかかり、差し押えなどの滞納処分の対象にもなります。一人一人が意識を持って納期限を守ることが大切です。

市民サービスセンターのご案内

あらおシティモール 2 階の市民サービスセンターでは土曜・日曜・祝日も午前 10 時 30 分～午後 7 時まで納付できます。納付書（使用期限内の督促状を含む）をご持参ください。
※納期限を過ぎた納付書は収納課でだけ取り扱い

納期限をメールでお知らせします

税の納期限 3 日前までに登録いただいたパソコンや携帯電話に電子メールで納期限日（口座振替日）をお知らせします。メール配信サービス（愛情ねっと）は無料ですが、メールの受信やインターネット接続などに伴う費用は、利用者の負担になります。次のアドレスから接続し、ご登録ください。
【パソコン用】
<http://ai-jo.net/Community/index.php>
【携帯電話用】
<http://ai-jo.net/Community/mobile/>

忙しい人は口座振替のご利用を

一度手続きすれば毎年継続されます。忙しい人に最適です。下記金融機関窓口で申し込みできます。納税通知書、預貯金通帳、印鑑（金融機関お届け印）をお持ちになって、お手続きください。
・口座振替できる市税など
市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
※市内の金融機関には申請書を設置しています。市外で手続きをする人は、市役所に取りに来るか、郵送するのでご連絡ください。



取扱金融機関	
肥後銀行	福岡銀行
熊本銀行	西日本シティ銀行
熊本中央信用金庫	九州労働金庫
大牟田柳川信用金庫	玉名農業協同組合
三井住友銀行	ゆうちょ銀行（郵便局）

納税が難しい人は早めに相談を！

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業、多重債務などで納付が難しい場合は、早めに収納課へご相談ください。



インターネット公売を実施します

滞納処分で差し押さえた財産をオークションサイトで公売します。申込期間中に官公庁オークションサイトから公売参加の申込手続きを行ってください。詳しくはヤフーの官公庁オークションサイトか市ホームページをご確認ください。

●入札期間 7 月 30 日(木) 午後 1 時～ 8 月 2 日(日) 午後 11 時

●申込期間 7 月 7 日(火) 午後 1 時～ 23 日(木) 午後 11 時

※滞納税の完納などでオークションが中止になる場合があります。



臨時福祉給付金の申請が始まります

図 税務課税務係 ☎ 63-1329

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人の負担を緩和するため、給付金を支給します。申請先は基準日（平成 27 年 1 月 1 日）に住民登録している市町村です。

●対象 平成 27 年度市県民税（均等割）が非課税

の人（課税されている人に扶養されている人や生活保護の受給者は対象外）

※収入・所得がない人でも市県民税の申告をしないと、対象にならない場合があります。

●支給額 1 人につき 6 千円

給付金の申請書を送ります

対象者に申請書を 7 月下旬に送ります。返信用封筒を同封していますので、申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて郵送してください。窓口でも申請できますが、混雑を避けるため、できるだけ郵送での申請をお願いします。

●申請期間

8 月 5 日(水)～ 12 月 25 日(金)

（土・日曜・祝日を除く。ただし、8 月 22 日(土)、23 日(日)は窓口でも受け付けできます。）

※郵送の場合は 12 月 25 日(金)消印有効

●添付書類

①支給対象者全員の身分証明書の写し

②口座番号が分かる通帳の写し（通帳の口座番号と口座名義人が印字されているページ）

●支給方法 口座振り込みか窓口現金支払い（口座振り込みが難しい場合のみ）

●支給時期 10 月 1 日(木)から支給を開始します。それ以降は申請から 1 カ月ほどで支給します。

●注意事項

・給付金に関する振り込め詐欺にご注意ください。

・今年度は「臨時福祉給付金」と「子育て世帯特例臨時給付金」の要件に当てはまる人は両方受け取れます。受取にはそれぞれ申請が必要です。

・「子育て世帯特例臨時給付金」については子育て支援課（☎ 63-1417）にお問い合わせください。

・申請期間などは市区町村で異なります。荒尾市以外が申請先となる人は、事前にその市区町村にお問い合わせください。

8 月 5 日(水)～25 日(火) 市役所 1 階「11 号会議室」に特設窓口を設置します

混雑を避けるため、できるだけ地区で指定された日にお越しください。8 月 26 日(水)からは市役所 2 階「臨時福祉給付窓口」で受け付けます。

●時間

午前 8 時 30 分～午後 4 時

（午前 11 時～午後 1 時を除く）

期日	受付地区	期日	受付地区	期日	受付地区
8 月 5 日 (水)	平井地区	8 月 13 日 (木)	中央地区	8 月 21 日 (金)	桜山地区
6 日 (木)	万田地区	14 日 (金)		22 日 (土)	予備日
7 日 (金)		17 日 (月)	緑ヶ丘地区	23 日 (日)	
10 日 (月)	荒尾地区	18 日 (火)	有明地区	24 日 (月)	万田中央・井手川地区
11 日 (火)		19 日 (水)	八幡地区	25 日 (火)	府本・清里地区
12 日 (水)	中央地区	20 日 (木)			

よくある給付金 Q & A

Q . 課税されているかどうか知りたいのですが。

A . 6 月分以降の給与支給明細書の住民税の項目に課税額が記載されていると課税されています。

Q . 昨年に比べて支給額が下がっているようです。

A . 昨年の給付金は消費税率が引き上げられた平成 26 年 4 月～平成 27 年 9 月分のものでしたが、ことしは平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月分

と対象期間が短くなっています。

Q . 基準日以降に生まれた人や亡くなった人は対象になりますか。

A . 基準日に生まれた人は対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた人は対象外です。基準日～支給決定間に亡くなった人も対象外です。